

第7次 京都市環境影響評価審査会 委員名簿

	委員氏名	役 職 等	専門分野
	いけだ ゆうこう 池田 有光	大阪府立大学名誉教授	大気環境科学
	いたくら ゆたか 板倉 豊	京都精華大学環境社会学科教授	環 境 教 育
	いわた たつや 岩嶋 樹也	京都大学名誉教授	気 象 学
○	おおくぼ のりこ 大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	行政法・環境法
	おおにし ゆうぞう 大西 有三	京都大学副学長・京都大学名誉教授	地盤・地下水工学
	かさほら みきお 笠原 三紀夫	中部大学総合工学研究所教授・京都大学名誉教授	大 気 汚 染
○	かつみ たけし 勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授	環境地盤工学
○	くらた がくじ 倉田 学児	京都大学大学院工学研究科准教授	都市環境工学
○	しまだ ようこ 島田 洋子	摂南大学理工学部住環境デザイン学科准教授	水 質
	たかはし さちこ 高橋 さち子	龍谷大学非常勤講師	生 物
	ただ たけし 武田 信生	立命館大学総合理工学研究機構客員教授 エコ・テクノロジー研究センター長 京都大学名誉教授	環境システム工学
	ふかまち かつえ 深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授	景 観 生 態
	ふじもと ひでこ 藤本 英子	京都市立芸術大学美術学部教授	景観デザイン
	ますだ けいこ 増田 啓子	龍谷大学経済学部教授	環 境 気 候
○	まつい としひと 松井 利仁	京都大学大学院工学研究科准教授	音環境・騒音

○印は新任委員

(敬称略, 五十音順)

京都市環境影響評価等に関する条例

第6条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る事前配慮を適切かつ円滑に行うために必要であると認められる指針（以下「事前配慮指針」という。）を定めなければならない。

3 市長は、事前配慮指針を定め、又は改定しようとするときは、あらかじめ、第39条に規定する審査会の意見を聴かなければならない。

第8条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査を適切かつ円滑に行うために必要であると認められる技術上の指針（以下「技術指針」という。）を定めなければならない。

（審査会）

第39条 事前配慮指針及び技術指針の策定及び改定並びに方法書及び準備書についての市長の意見の陳述その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査会の組織）

第40条 審査会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第41条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第42条 審査会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則

（審査会の会長）

第23条 京都市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（審査会の招集及び議事）

第24条 審査会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（部会）

第25条 審査会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

（専門委員）

第26条 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 専門委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（審査会の庶務）

第27条 審査会の庶務は、環境政策局において処理する。

（審査会に関する補則）

第28条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

平成23年度第1回 京都市環境影響評価審査会

職員会館かもがわ3階 (大多目的室)

H23年12月28日 AM10:00~12:00

受付

締切

締切

↓ 入口 ↑

締切

